

国 地 契 第 6 1 号
国 官 技 第 2 5 6 号
国 営 計 第 1 1 0 号
国 北 予 第 3 9 号
平成 2 6 年 2 月 6 日
(最終改正：令和 6 年 1 2 月 2 0 日)

各 地 方 整 備 局 総 務 部 長 殿
 企 画 部 長 殿
 営 繕 部 長 殿
北 海 道 開 発 局 事 業 振 興 部 長 殿
 営 繕 部 長 殿

大臣官房
地 方 課 長
技 術 調 査 課 長
官 庁 営 繕 部 計 画 課 長
北 海 道 局
予 算 課 長

高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について

高知県内における国土交通省発注の土木工事に關し、公正取引委員会から、「入札談合等關与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に關する法律」（平成14年法律第101号）に基づく改善措置要求等を受けたことを踏まえ、「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しに係る試行の実施について」（平成24年12月28日付け国地契第67号、国官技第235号、国営計第81号、国北予第43号）に基づき、不正が発生しにくい入札契約制度の試行を行ってきたところである。

今般、試行の結果を踏まえ、一部の工事の手続について下記のとおり実施することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

1 対象工事

本手続は、次に掲げる事項を全て満たす工事を対象とする。

なお、その他の工事であっても、各事務所（北海道開発局にあっては、各開発建設部。）の長が必要と認める場合には実施できるものとする。

- (1) 「総合評価落札方式の実施について」（平成12年9月20日付け建設省厚契発第30号）の別紙「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」、「総合評価落札方式の実施に伴う手続について」（平成12年9月20日付け建設省厚契発第32号、建設省技調発第147号、建設省営計発第132号）及び国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドラインについて（平成25年3月26日付け国地契第109号、国官計第121号、国北予第53号）の別冊「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」（以下単に「ガイドライン」という。）に基づき行われる工事のうち、施工能力評価型を適用する工事
- (2) 一般土木工事（北海道開発局にあっては、一般土木）
- (3) 1件につき予定価格が7,000万円以上3億4,000万円未満の工事

2 入札契約手続の手順

入札契約手続の手順については、別紙を参考とすること。

3 電子入札システム及び郵送等で提出された資料の管理の徹底

- (1) 電子入札システム及び郵送等で提出された資料の出力又は受領については、契約担当課において行うものとし、必要な資料についてはマスキングを実施した上で、各資料の評価者等へ渡すものとする。
- (2) 電子入札システム及び郵送等で提出された資料の取扱いについては、契約担当課が一元的に管理を行うものとする。
- (3) ICカードについては、契約担当課にて厳重に管理するものとし、貸与は行わないものとする。

4 マスキングの徹底

- (1) 競争参加者に歩掛見積の依頼を行う必要がある工事においては、提出された歩掛見積について、契約担当課において競争参加者名等の競争参加者が特定可能な箇所をマスキングするものとする。
- (2) 対象工事の競争参加者から提出された技術資料（技術的能力の審査・評価に要する資料をいい、施工計画を含まない。以下同じ。）及び施工計画については、マスキングは不要とする。ただし、施工計画については、ガイドライン2-5(2)に定める方法以外で審査を行っている場合には、契約担当課において出力又は受領した段階で、速やかに競争参加者名、施工済み工事名等の競争参加者が特定可能な箇所をマスキングするものとする。
- (3) マスキングした資料については、契約事務管理官等が、各資料の評価者等へ渡す前にマスキングの漏れがないか等その内容を確認するほか、各競争参加者に係る施工計画の審査・評価結果等に関し匿名でとりまとめた資料について、内容の取違え等がないか確認を行うものとする。
- (4) マスキングした資料については、施工体制の確認後落札決定を行うまでの間に、

品質確保担当課において、各競争参加者の評価結果等の取違えがないか再度確認を行うものとする。

- (5) 提出資料については、競争参加者を特定できる不要な情報を記載しないよう事業者にも周知したり、様式を工夫し、競争参加者名を記載する場所を限定したりするなど、マスキングの負担軽減に努めること。また、様式を統一し、Word形式やExcel形式等のファイルで提出させるなど、事務の効率化に努めること。

5 積算業務と技術資料又は施工計画の審査・評価業務の分離体制の確保

対象工事に係る積算業務と技術資料又は施工計画の審査・評価業務については、兼務させてはならない。また、兼務することのできない業務の内容を確認する者についても、それぞれ別の者を充てるものとする。

6 予定価格の作成時期

対象工事の予定価格については、予定価格が外部に漏洩することを防ぐため、入札書及び技術資料等の提出期限から開札までの間に作成するものとする。

また、作成した予定価格については、管理を徹底するものとする。

7 入札書の管理の徹底

積算業務担当者等がその競争に係る入札価格を考慮のうえ予定価格を作成すること等を防ぎ、競争の公平性を維持するため、入札書については、開札まで開くことのないように管理を徹底するものとする。

8 施工計画に関する採否の通知の取扱い

施工能力評価型における施工計画は、施工方法や施工上配慮すべき事項等について記述を求めるものであって、技術提案ではないことから、「総合評価落札方式の実施に伴う手続について」（平成12年9月20日付け建設省厚契発第32号、建設省技調発第147号、建設省営計発第132号）記7に規定する技術提案の採否の通知及び「総合評価落札方式における技術提案等の採否に関する詳細な通知の実施について」（平成22年4月9日付け国地契第2号、国官技第9号、国営計第5号）記2に規定する技術提案等の採否に関する詳細な通知の対象外であり、採否の通知を行う必要はないことに留意されたい。

9 マスキング前の資料の情報管理等

マスキング前の資料については、マスキングを実施する者及びその内容を確認する者以外の者には開示しないものとする。ただし、それ以外の者に資料の開示を求められた場合は、総務部長又は総務部長が指名した職員に対し、契約担当課より開示を求める者及びその理由等について書面（メール報告可）をもって報告するものとし、総務部長又は総務部長が指名した職員が開示を求める理由が妥当であると判断できる場合には、資料の開示を行うことができるものとする。

10 電子入札システムにおけるセキュリティ対策

I Cカード使用実態、システム変更実態及びアクセス実態等に関し、ログイン記録について3年間保存するものとする。

11 その他

記1後段の規定に基づき、記1(1)から(3)まで掲げる事項を全て満たす工事以外の工事について本手続を適用する場合は、適用対象となる工事の範囲及びその理由について、あらかじめ本省担当課に報告すること。また、記4(2)ただし書の規定に基づき施工計画にマスキングする場合は、施工計画の審査方法及びマスキングする理由について、あらかじめ本省担当課に報告すること。

附 則

- 1 この通知は、平成26年4月1日以降に入札手続を開始する工事から適用し、入札手続に入る前に事業者に対し実施内容の十分な周知を図った上で実施するものとする。
- 2 「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しに係る試行の実施について」(平成24年12月28日付け国地契第67号、国官技第235号、国営計第81号、国北予第43号)は、平成26年3月31日をもって廃止する。